

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公開番号】特開2018-71930(P2018-71930A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-214901(P2016-214901)

【国際特許分類】

F 25 D 23/02 (2006.01)

【F I】

F 25 D 23/02 305 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月2日(2019.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

冷蔵庫本体と、前記冷蔵庫本体に設けた冷蔵室および前記冷蔵室を開閉する観音開き式の扉と、前記観音開き式の扉のいずれか一方の端部に設けた回転仕切体とを備え、前記回転仕切体は貯蔵室側外郭部材および外気側外郭部材と、前記貯蔵室側外郭部材と前記外気側外郭部材との間に設けた袋部材を有し、前記袋部材内部に発泡断熱材を充填して構成された冷蔵庫。

【請求項2】

前記袋部材に設けられた、発泡断熱材注入用の第1の孔と、前記貯蔵室側外郭部材に設けられた、発泡断熱材注入用の第2の孔とを備え、前記第1の孔と前記第2の孔とが対向していることを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【請求項3】

前記貯蔵室側外郭部材の内面に設けられた、金属製の補強板と、前記袋部材に設けられた、発泡断熱材注入用の第1の孔と、前記貯蔵室側外郭部材に設けられた、発泡断熱材注入用の第2の孔と、前記補強板に設けられた、発泡断熱材注入用の第3の孔とを備え、前記第1の孔と前記第2の孔と前記第3の孔とが対向していることを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【請求項4】

前記貯蔵室側外郭部材に空気抜き用の第4の孔が設けられていることを特徴とする請求項2に記載の冷蔵庫。

【請求項5】

前記貯蔵室側外郭部材に空気抜き用の第4の孔が設けられ、前記補強板に前記第4の孔に対向する第5の孔が設けられていることを特徴とする請求項3に記載の冷蔵庫。

【請求項6】

前記第2の孔と前記第4の孔を塞ぐように緩衝シートが設けられていることを特徴とする請求項4または5に記載の冷蔵庫。

【請求項7】

前記袋部材に空気抜き用の第6の孔が設けられていることを特徴とする請求項2から6のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【請求項8】

前記回転仕切体内部の長手方向の端部に成形断熱部材を備えた請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記從来の課題を解決するために、本発明の冷蔵庫は、冷蔵庫本体と、前記冷蔵庫本体に設けた冷蔵室および前記冷蔵室を開閉する観音開き式の扉と、前記観音開き式の扉のいずれか一方の端部に設けた回転仕切体とを備え、前記回転仕切体は貯蔵室側外郭部材および外気側外郭部材と、前記貯蔵室側外郭部材と前記外気側外郭部材との間に設けた袋部材を有し、前記袋部材内部に発泡断熱材を充填して構成されたものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】